



消費生活サポーターだより

No. 9

発行 平成30年4月

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせしますので、ぜひ活用していただきますようお願いします。

暖かな日も多くなってきましたが、朝夕の気温差もある時期です。

体調管理には、十分にご留意ください。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

## 1 送付資料(啓発資料)から

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第304号~306号」

「子どもサポート情報 第127号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン4月号」

## 2 情報掲示板(お知らせ)

◎29年度の活動報告書の提出をお願いします。

◎県からの活動支援にあたりアンケートの提出をお願いします。

◎エンカル消費意見交換会の開催について

◎消費者月間記念講演会の開催について

## 3 活動紹介(こんな活動が行われています!)

29年度の活動報告書から抜粋してご紹介します。

## 4 知っておきたい参考情報

5月は消費者月間です。消費者月間についてのご紹介

## 1 送付資料(啓発資料)から 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第304号」懸賞で当たった日帰りバス旅行で高額な商品を買うはめに

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen304.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen304.html)

「見守り新鮮情報 第 305 号」一部の美容医療でクーリング・オフが可能に 特定商取引法  
が改正されました

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen305.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen305.html)

「見守り新鮮情報 第 306 号」雑木林を売却したはずが、別な新たな原野を買わされた

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen306.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen306.html)

「子どもサポート情報 第 127 号」新生活！若者を狙うもうけ話に注意

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj\\_mailmag/kmj-support127.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support127.html)

## 2 情報掲示板（お知らせ）

◎29 年度の活動報告書の提出をお願いします。

昨年度の活動報告書の提出について、必ず提出をお願いします。（提出期限：4 月末必着）

様式は、先月の情報提供時に送付しております。

県主催のセミナー等の出席については、まとめて一覧表にさせていただき、お知らせいただくよう願  
います。記載例を参考に、ご家族や地域、職場における身近な方への声かけといった活動なども広く記  
載していただき、提出をお願いします。既に提出をいただきました皆様ありがとうございました。

◎県からの活動支援にあたってのアンケートの提出をお願いします。

より活発に充実した活動を行っていただけますよう消費生活サポーターの皆様への 30 年度における  
活動支援について、検討を行っております。県が予定している活動支援内容についてアンケートを実  
施しますので、必ず提出をお願いします。（提出期限：4 月末必着提出期限を延長しました。）

◎エシカル消費意見交換会の開催について

第 2 次長野県消費者基本計画・消費者教育推進基本計画において、持続可能な社会づくりや地域の活性化  
を推進するため、国際的な取組みとしての「エシカル消費」に加え、長寿県であることから、「健康」に  
も配慮する、長野県版エシカル消費（人、健康、地域、社会、環境に配慮した思いやりのある消費）とし  
て、平成 30 年度より事業を行っていきます。長野県版エシカル消費の事業推進にあたり、以下の日程で  
自由に意見を述べ合う場を開催しますのでご参加ください。

☆開催日時 4 月 26 日（木）13：30～15：00

☆開催場所 長野県北信消費生活センター教室（長野市大字中御所字岡田 98-1  
長野保健福祉事務所庁舎 1 階）※開催案内を参照ください。



◎消費者月間記念講演会の開催について

今年度の消費者月間記念講演会は、「長野県版エシカル消費」の推進にあわせ、「エシカル消費」をテーマ  
に取り上げ、「エシカル消費とは何か」「どんな行動がエシカル消費なのか」「エシカル消費によりどんな  
社会が形成されていくのか」といったことについて一般社団法人 エシカル協会 代表理事 末吉 里花  
氏を講師に迎えお話をいただきます。大勢の皆様の御参加をお待ちしております。

☆開催場所：5 月 31 日（木）13：30～15：30

☆場所：長野県松本合同庁舎講堂 ☆入場無料、事前申込は不要です。

※開催案内を参照ください。

### 3 活動紹介(こんな活動が行われています！)

29年度の活動報告書について、多くの皆様からご提出をいただいておりますが、現在までに提出いただきました皆様の報告から、身近なところでの啓発活動を中心に、抜粋してご紹介いたします。

- ・地域の女性の集まる会合で、地域での詐欺と疑われる電話やメールについて、実際に体験したことや、身近で聞いたことについて、話し合いをした。
- ・自治会内で、「見守り新鮮情報」、「子どもサポート情報」を回覧した。回覧した情報のことが話題になることも多くなり、見ている方が増えているように思う。
- ・民生委員をしていることもあり、見守りの時に、「見守り新鮮情報」を参考に、最近こんな被害が多いといったことを話題にして、詐欺に遭わないよう気をつけてと注意を呼びかけている。
- ・毎月3回開催しているサロンで特殊詐欺、悪質商法について話をしている。
- ・近所に住む若いお母さん達に、「見守り新線情報」、「子どもサポート情報」を配布した。
- ・老人会で特殊詐欺について、話し合いをした。
- ・地元のお寺での行事の際に、特殊詐欺防止のパンフレット等を配布した。
- ・地区の文化祭でパネル芝居を発表した。
- ・地区のサロンで、特殊詐欺への注意喚起など参加者に気をつけるよう話をしている。
- ・紙芝居による啓発活動、隣組での啓発資料の回覧、区の会合、サロン等で情報提供を行った。
- ・「見守り新鮮情報」を高齢者の集まる施設に届けている。
- ・自治会活動の集まりで、特殊詐欺対策について、情報提供と注意喚起を行った。
- ・近くに住む高齢者の方より、もう少しで振込詐欺に遭いそうになったと話があり、その時の様子を話してもらった。こういった事例について地域のサロンで話題にし、注意を呼びかけたり、他のサポーターの方とも相談をする予定。
- ・地区の皆さんに特殊詐欺被害防止の啓発チラシを配布した。
- ・年間を通して、新聞に掲載されている特殊詐欺に関する記事を収集している。 . . .

～～こんな感想も寄せていただきました～～

詐欺のことは他人事と思っていたが、自分のところに架空請求のハガキが来たり、ラインでコンビニに行って、仮想通貨を買ってほしいと連絡が入ったり、消費生活サポーターになっていなかったら、特殊詐欺被害のことを勉強していなかったらと思うと、不安になった。

周りの人に情報を伝えていかなければいけないと痛感した。

新しく、サポーターに登録された方からは、友人に消費生活サポーターになったことを話した。今後も身近な人達を中心に消費生活サポーターになったことを知ってもらおうと思う。

今月だけでは、紹介できなかった活動については、次回も引続き、紹介予定です。

## 4 知っておきたい参考情報

今月は「5月の消費者月間について」をご紹介します。



昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」（平成16年改正により法律名を「消費者基本法」に変更。）の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

平成30年度の消費者月間のテーマは、「ともに築こう豊かな消費社会～誰一人取り残さない～」です。様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう、テーマが掲げられています。

＜テーマの趣旨＞2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

日本政府は2016年5月にSDGs推進本部を立ち上げ、企業、地方公共団体、NGO、消費者など、様々なステークホルダーとの連携のもと、「豊かで活力ある未来像」を創るため、具体的な施策に取り組んでいます。

消費者庁においても、この国際目標の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、消費者利益の擁護・増進のための制度整備はもとより、「エシカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

一方で、このような社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。また、事業者においては、SDGsと考えを同じくする目標である「消費者志向経営」の理念の下、消費者全体の視点に立ち、持続可能なより良い社会の実現に向けて取り組むことが期待されています。（消費者庁ホームページから）

長野県版エシカル消費の取組みも始まります。

私たちの消費といった行動に、社会を変える力がある。そんな視点で行動していくきっかけづくりとなるよう消費者月間のテーマにあわせ、啓発活動を進めていく予定です。サポーターの皆様の御理解・御協力をお願いします。



長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州